

三鷹市

防災都市づくり方針

令和3年3月

＝ 目 次 ＝

1	はじめに	1
2	方針の位置づけ	2
3	防災都市づくりの視点と方向性	3
4	防災都市づくりの基本方針（目標像のイメージ）	6
5	重点的に推進する取り組み	8
6	各施策の取り組みの方向性	15
7	取り組みの推進	32
	【資料編Ⅰ】脆弱性の評価の手順	33
	【資料編Ⅱ】脆弱性の評価結果	36

1 はじめに

近年、都市直下型の大阪府北部地震や西日本を中心に大きな被害を及ぼした平成 30 年 7 月豪雨、関西国際空港が機能停止に陥った平成 30 年の台風第 21 号、ブラックアウト（全域停電）が発生した北海道胆振東部地震、熊本県を中心に日本各地で集中豪雨が発生した令和 2 年 7 月豪雨など、大規模災害が相次いでおり、自然災害の脅威が増してきています。令和元年の台風第 19 号による豪雨では、野川の水位が上昇したため大沢地区に避難勧告を発令するとともに、三鷹市で初めて避難所を開設することとなりました。大規模な自然災害等がいつでも、どこでも起こりうる状況にあるなか、こうした災害を教訓にしつつ、様々な自然災害等に対応する強靱な都市づくりが必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、感染症が自然災害と同様に社会経済や市民生活に多大な影響をもたらすことを改めて認識させられました。そのため、今後のまちづくりを進めていくうえでは、感染症対策や新しい生活様式への対応についても考えることが重要となっています。

そこで、今の時代に求められる『防災都市づくり』のイメージを共有し、何を優先しながら事業を進めていくかの共通認識を持ち、市民、事業者及び行政が同じ目標に向かって取り組んでいくことにより、防災施策の一層の推進を図り、災害から市民の命と暮らしを守り、誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現するため、ここに「三鷹市防災都市づくり方針」を策定します。

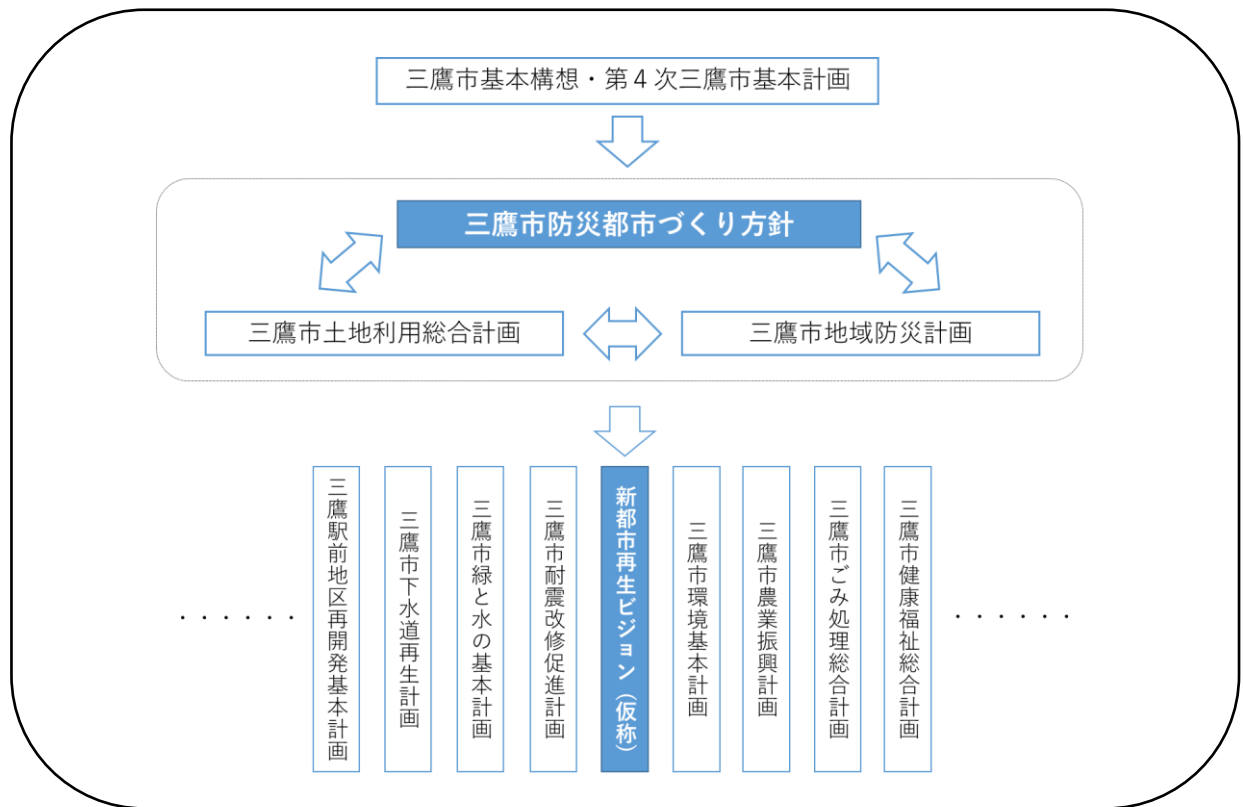
三鷹市長 河村 孝

2 方針の位置づけ

本方針は、大規模な自然災害等に対して、都市の主要な機能が機能不全に陥らず、できる限り地域の被害を軽減することができる『強靱なまち』の構築に向けて、地域と行政がともに行う事前対策や迅速かつ円滑な復旧・復興に向けた準備について、中長期的な視点を含めた基本的な考え方や取り組みの方向性を総合的に示すものです。

また、「三鷹市地域防災計画」や「三鷹市土地利用総合計画」と連携した各個別計画の指針として位置づけられるとともに、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく「国土強靱化地域計画（第13条）」に該当するものとなります。

【防災都市づくり方針の位置づけ】



※「新都市再生ビジョン(仮称)」は、防災都市づくりの考え方や施設の劣化状況等を踏まえ、公共施設の建替え・改修の基本的な方針及び優先順位等を定めた計画で、令和4年度の策定を予定しています。

配慮すべき社会情勢等

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 災害リスクの増大 | (2) まちの更新期の到来 |
| (3) 少子高齢化及び人口減少の進行 | (4) デジタル技術の高度な進展 |
| (5) 新しい生活様式の実践等 | (6) SDGsの推進 |

- ・まちの更新期を捉え、面的な防災性の向上を図っていくことが必要です。
- ・防災拠点となる公共施設について、社会情勢の変化等を踏まえながら、最適化を図るとともに、防災機能の向上（感染症対策を含む。）と防災拠点間でリスクを分散化していくことが必要です。
- ・地域防災力の向上に向けて、担い手の育成や地域防災活動の支援を充実していくことが必要です。

(1) 災害リスクの増大

○自然災害が多発し、その原因となる自然現象が激甚・複合化しています。

○感染症は災害と同様な社会的に多大な影響を及ぼすリスクの一つと言えます。

【方向性】●面的な防災性の向上を図るなど、災害に強い都市づくりを総合的に進めていくことが必要です。

●複合災害や生活様式の変化等にも対応できる質の高い防災拠点が整備され、拠点間でリスクが分散化されていることが必要です。

●公衆衛生的観点から感染症対策や体制の充実強化を図っていくことが必要です。

(2) まちの更新期の到来

○高度経済成長期に建設された公共施設や住宅等の老朽化が進んでいることから、今後更新等が行われていくこととなります。

【方向性】●住宅等の建替えに併せて不燃化や狭あい道路の解消等を行っていくことが必要です。

●公共施設の建替え等に併せて、平時と災害時の両面から求められる水準に、機能の向上を図っていくことが必要です。

●公共施設の建替え等に当たっては、将来の社会情勢を見据えた行政サービスのあり方を踏まえ、最適化を図って再編していくことが必要です。

(3) 少子高齢化及び人口減少の進行

○今後さらなる高齢者の増加や生産年齢人口の減少等に伴い、経済成長の低下による財源の縮小やマンパワーが不足していくことが考えられます。

【方向性】●公共施設の維持保全にあたっては、財政負担の軽減や平準化、トータルコストの縮減、優先順位の明確化を図ることが必要です。

●量から質へ、作るから使う（有効活用）への転換により、公共施設の最適化を図っていくことが必要です。

●地域防災力の向上に向けて、地域防災を担う人財の育成や地域防災活動の支援を充実していくことが必要です。

●避難行動要支援者の増加に対して、共助による支援行動や福祉避難所の対応強化が必要で

す。

●自助・共助・公助の役割分担と連携の仕組みを早急に構築していくことが必要

(4) デジタル技術の高度な進展

○各分野でデジタル技術の高度化や活用が進むとともに、社会活動や生活スタイル、働き方等が変化していくことが考えられます。

○デジタルツールがコミュニケーションの重要な基盤となる一方で、身近な人とのつながりや地域コミュニティの形成にも配慮していくことが求められます。

【方向性】●まちの課題解決や防災性の向上等を図るために、デジタル技術を積極的に活用していくことが必要です。

●地域交流の場や機会の創出、デジタル技術の活用による日頃からのコミュニケーションを通して、地域防災力の向上を図っていくことが必要です。

(5) 新しい生活様式の実践等

○在宅勤務等のテレワークが定着し、昼間の地域生活者が増加することに伴い、日常生活圏におけるサービス需要が変化していくことが考えられます。

○新型コロナウイルス感染症の影響から、感染症予防対策に対する意識が高まっています。

○集中から分散ネットワーク型への志向が高まり、企業や事業所の分散配置やサテライト化等が進んでいくことが考えられます。

【方向性】●日常生活圏を踏まえた都市環境整備や公共施設の再編を図っていくことが必要です。

●公共施設の建替え等にあたっては、新しい生活様式や感染症対策について配慮していくことが必要です。

- 屋間の地域生活者の増加を新たな地域の担い手として、地域防災力の向上につなげていくことが必要です。

(6) SDGs の推進

- 気候変動の影響により、自然災害が増加・深刻化していくことが考えられます。
- 持続可能な社会を実現するため、SDGs を推進することが求められています。

【方向性】 ● 災害リスクを管理しながら、災害に強い強靱なまちづくりを進めていくことが必要です。

- 建築物の省エネルギー化や緑化の推進など、低炭素化の取り組みを推進することが必要です。

SDGs とは、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、2015 年の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標のことで





持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さないこと」を理念としています。

また、SDGs は、17 のゴール (目標)

が相互に密接に関係しており、「環境」「経済」「社会」を統合的に向上していくことを謳っています。SDGs の理念やゴールを意識し、世界の共通目標達成への貢献を目指して取り組みを推進することが求められます。



【持続可能な開発目標】

ゴール		SDGs との関わり
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	産業と技術革新の基盤をつくる	目標 9 災害に強いインフラをつくり、みんなが参加できる持続可能な経済成長を進め、新しい技術を生み出しやすくする。 (1) 災害リスクの増大 (4) デジタル技術の高度な進展
	災害に強いインフラをつくる	
 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを	目標 11 まちや人々が住んでいるところを、だれもが受け入れられ、安全で災害に強く、持続可能な場所にする。 (1) 災害リスクの増大 (2) まちの更新期の到来 (5) 新しい生活様式の実践等
	まちや人々が住んでいるところを、だれもが受け入れられ、安全で災害に強く、持続可能な場所にする。	
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を	目標 13 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 (1) 災害リスクの増大
	気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	パートナリシップで目標を達成しよう	目標 17 目標達成のために必要な行動を強化し、持続可能な発展に向けてグローバルパートナーシップを活用する。 (1) 災害リスクの増大 (3) 少子高齢化及び人口減少の進行 (5) 新しい生活様式の実践等
	目標達成のために必要な行動を強化し、持続可能な発展に向けてグローバルパートナーシップを活用する。	

4 防災都市づくりの基本方針（目標像のイメージ）

基本方針

- ・ 緑と水の都市基盤を基礎に地域のまちづくりとともに進める防災・減災の都市づくり
- ・ 分散ネットワーク型で進める防災・減災の都市づくり
- ・ 共助を中心に市民と一体で進める防災・減災の都市づくり

(1) 緑と水の都市基盤を基礎に地域のまちづくりとともに進める防災・減災の都市づくり

大規模な自然災害等に対して、被害を軽減し都市機能を維持するためには、災害に強い都市構造をもった燃え広がらないまち、安全に避難できるまちにしていく必要があります。これまで進めてきた防災都市空間の骨格でもある、都市軸（道路）や河川軸、緑と水の拠点等の緑と水の都市基盤を基礎に、まちの更新期を捉えてきめ細やかな地域のまちづくりを推進し、防災ブロックの形成や建物の不燃化など、点や線から面的にまちの防災性の向上を図ります。

【関連計画：三鷹市土地利用総合計画 2022（第2次改定）等】

(2) 分散ネットワーク型で進める防災・減災の都市づくり

公共施設は災害時に災害対策本部や避難所等が設置される災害対策の拠点となる施設です。発災時に迅速な被災者対応や復旧・復興を行うためには、必要な機能が維持される防災性を有した施設であることが必要です。そこで、防災拠点となる公共施設については、防災上の役割等に応じた防災機能の向上と、最適化や新しい生活様式への対応を図りながら『分散ネットワーク型』に再構築し、リスクの分散化と防災拠点としての総合的な防災性の強化を図ります。

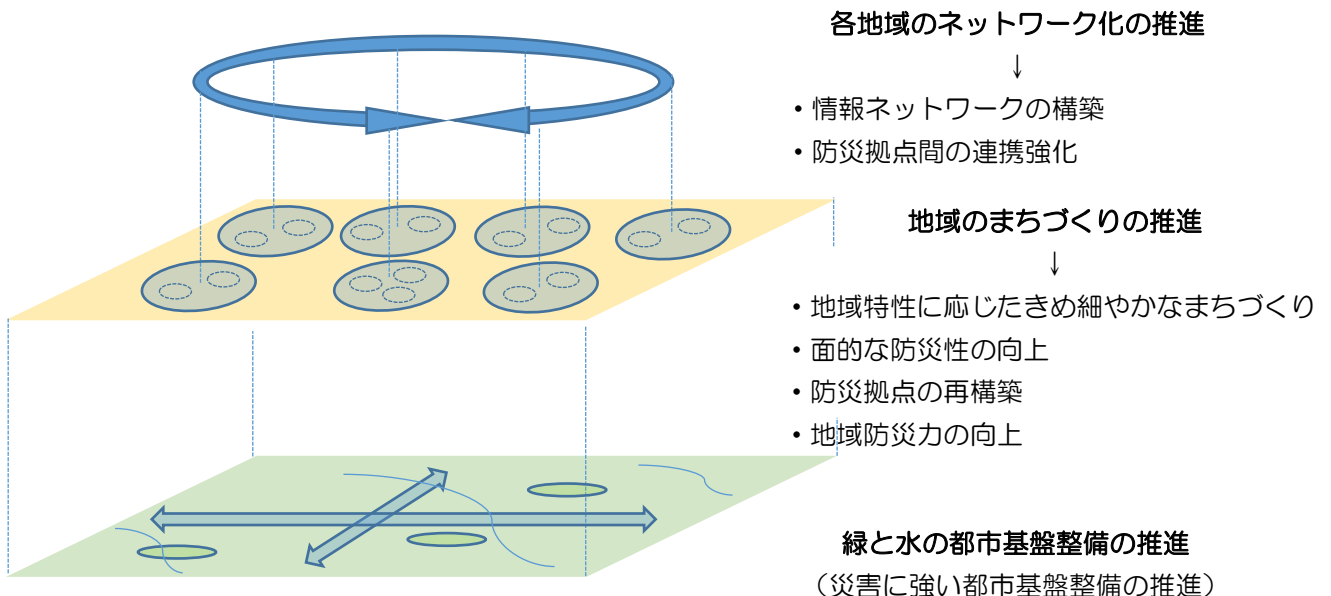
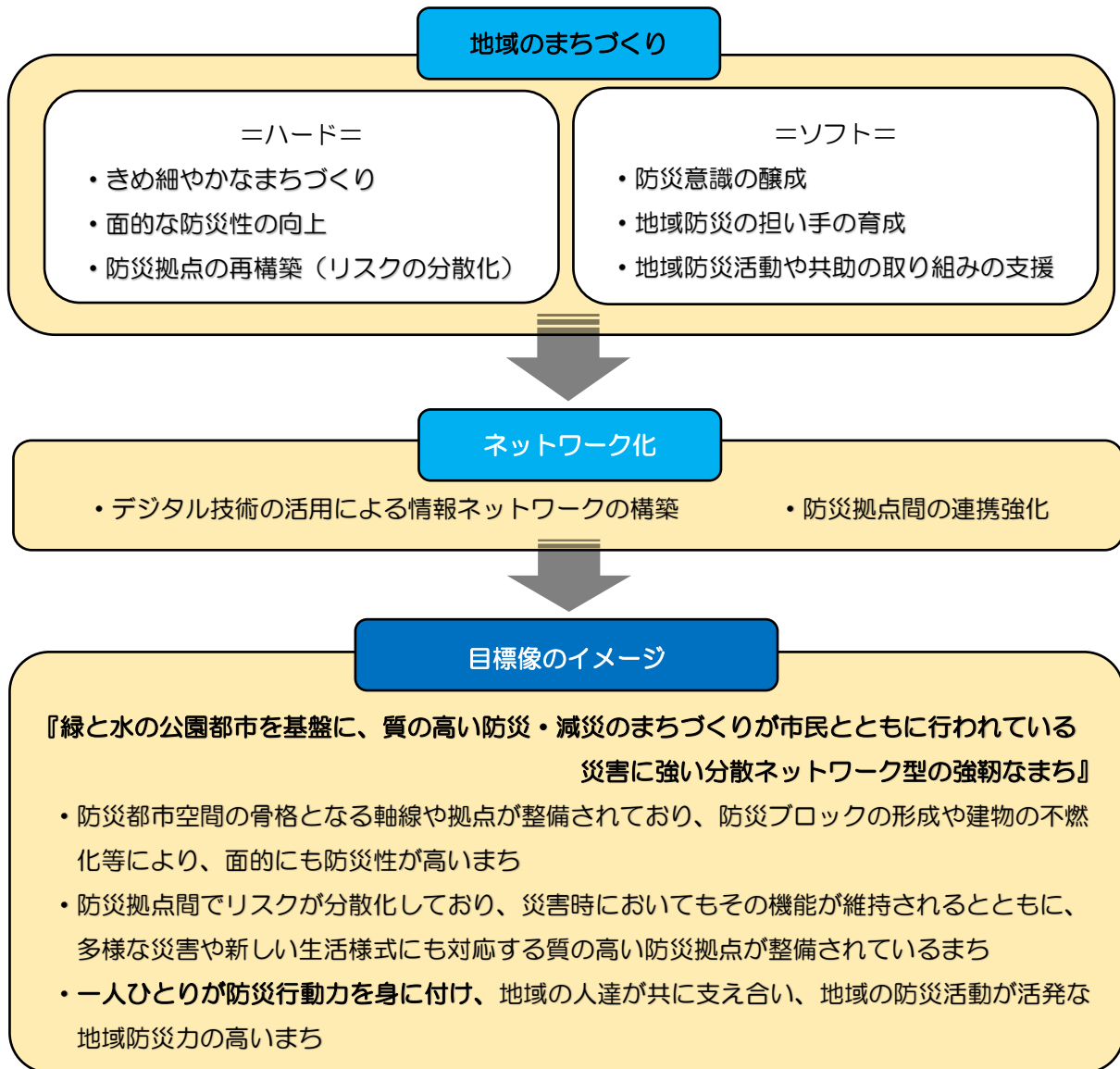
【関連計画：三鷹市土地利用総合計画 2022（第2次改定）等】

(3) 共助を中心に市民と一体で進める防災・減災の都市づくり

防災・減災の取り組みを推進するにあっては、家庭での災害備蓄品の準備や住宅等の耐震・不燃化、建替え等に併せた道路後退など、各民間事業者や住民一人ひとりが、主体的に行動することが必要です。また、地域の被害を軽減するためには、避難行動要支援者への対応を始めとする『共助』の取り組みが重要になります。そのため、自助の備えを促進するとともに、地域の防災活動や共助の取り組みを市が支援し、共助による取り組みを中心に防災・減災の都市づくりを推進していきます。

【関連計画：三鷹市地域防災計画 等】

【防災都市づくりのイメージ】



5 重点的に推進する取り組み

防災都市づくりを進めていくにあたっては、災害発生時のリスクを踏まえ、災害リスクを低減するための公助の取り組み、自助・共助の取り組み、迅速な復旧・復興を行うための事前の取り組みなど、多様な取り組みを総合的に進めていく必要があります。

一方で、効率的・効果的に防災都市づくりを推進するためには、様々な取り組みを連携させつつ重点的に取り組んでいくことが必要です。また、災害の発生時には人命を確保し、被害を最小限にすること、そして、発災後においては地域活動を継続しつつ、生じた被害について迅速な復旧・復興を図ることが重要です。そのため『人命の保護』、『重要な都市機能の維持』、『市民の財産・公共施設等の被害の最小化』、『迅速な復旧・復興』を基本的な視点としながら、優先すべき課題については重点的に推進していくこととします。

【重点的に推進する取り組み】

- ① 面的な防災性の向上による強靱なまちの構築
- ② 防災拠点の連携の強化と分散ネットワーク型の公共施設への再編
- ③ 共助の取り組みの推進と地域防災力の向上
- ④ 感染症及び新しい生活様式等への対応

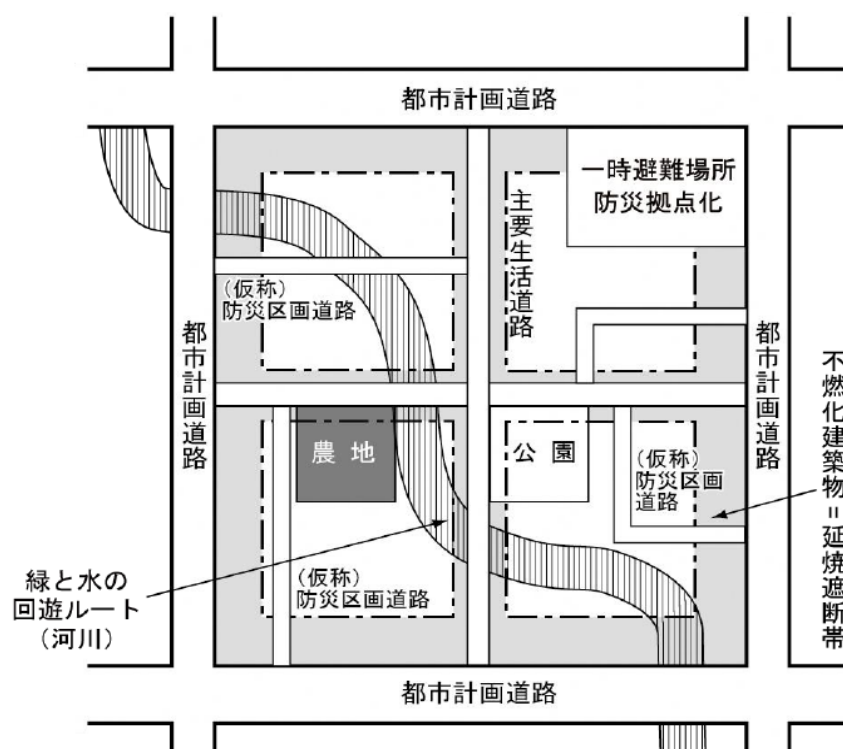
(1) 面的な防災性の向上による強靱なまちの構築

●都市計画制度等の活用によるまちの防災性の向上

- ・「東京都建築安全条例」に基づく、新たな防火規制区域の指定や必要となる延焼遮断帯、(仮称)防災区画道路の拡幅整備を誘導する地区計画や狭小宅地開発の防止など、震災時における危険性解消の取り組みの必要性について全市域の調査・検討を行い有効な対策を検証しながら、都市計画道路などの幹線道路で囲まれた『防災ブロック(まちづくりブロック)』の形成による面的な防災性の向上を図ります。

【関連計画：三鷹市土地利用総合計画 2022(第2次改定)】

【防災ブロック(まちづくりブロック)のイメージ】



●地域のまちづくりを推進するための体制整備

- ・地域のきめ細かなまちづくりを推進するため、コミュニティ・センターの建替え等に併せて、地域のまちづくりや地域活動支援等の拠点となるよう機能の拡充を図ります。また、これからの行政サービスのあり方について検討を進めるなかで、地域のまちづくりを推進する体制の充実について検討を行います。

【関連計画：三鷹市都市経営アクションプラン 2022】

●地域のまちづくりとともに進める防災・減災の都市づくり

- ・三鷹駅前地区は建物が密集しオープンスペースが不足していることから、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業では、歩行空間や広場空間を創出し、防災空間の充実を図ります。また、広場空間等について災害時における帰宅困難者への対応や災害情報の発信基地、スマートフォンの充電設備の整備を図るなど、多くの人が集まる地域特性を踏まえた地域の防災拠点となるよう検討を進めます。
- ・北野の里（仮称）では、東京外かく環状道路中央ジャンクション（仮称）の蓋掛け上部空間を活用して新たな公園空間を創出するとともに、一時避難場所や災害時の在宅生活支援施設・設備の整備を図るなど、東部地域の拠点となる防災広場としての整備について検討を進めます。

【関連計画：三鷹駅前地区再開発基本計画 2022】

●迅速な都市復興に向けた準備

- ・万一被災した場合に、防災機能をより高め、被災を繰り返さない復旧・復興を、迅速かつ計画的に行えるよう、復興プロセスや役割等を明確にした「都市復興マニュアル」の作成を行います。

【関連計画：三鷹市土地利用総合計画 2022（第2次改定）】

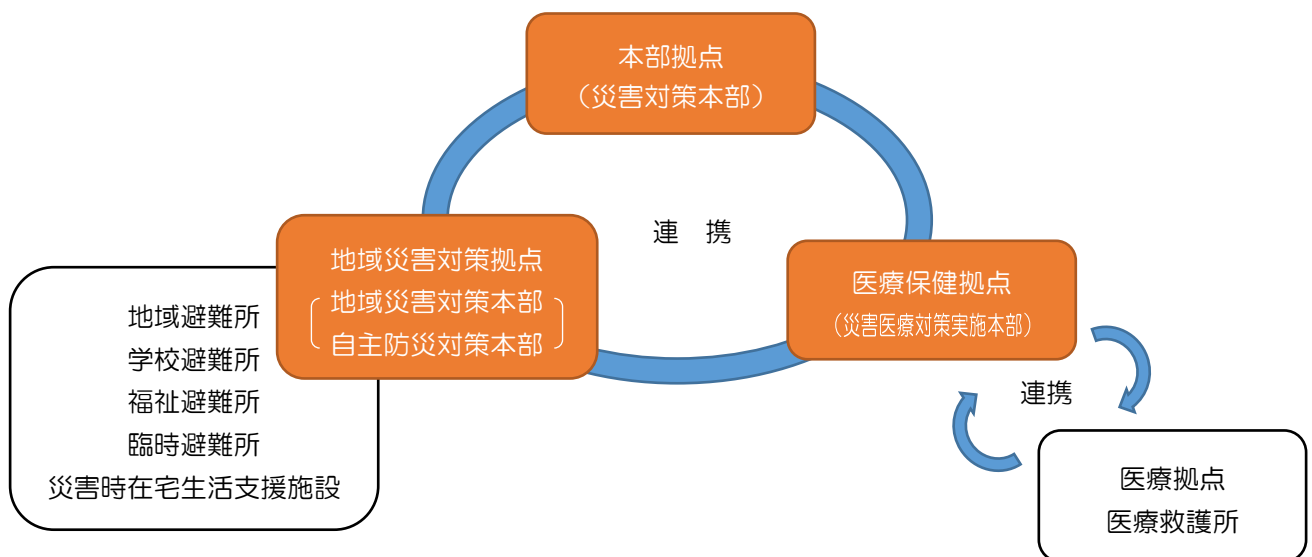
(2) 防災拠点の連携の強化と分散ネットワーク型の公共施設への再編

●地域拠点の機能強化と災害リスクの分散化

- ・災害発生時に迅速かつ適切な対応を行うには、被災状況や避難所の状況など、現場の情報を把握し、災害対策の総合的調整等を行う本部等へ情報を的確に伝達する情報連携が重要となることから、現場対応を担う災害対策体制の充実を図るとともに、地域拠点となるコミュニティ・センターの防災機能を強化していきます。
- ・コミュニティ・センター（地域拠点）の建替えにあたっては、地域防災活動や交流の拠点となるよう整備を行うとともに、その他の公共施設やコンビニエンスストア等の民間施設との複合化や多機能化により、それぞれの施設の特性を活かした災害時の機能転換など、総合的な防災拠点機能の向上と施設の効率化・最適化を図ります。
- ・防災拠点の役割に応じて防災機能を向上するとともに、地域拠点の機能強化、エネルギー源の分散化や情報ネットワークの構築等により、防災拠点機能のバックアップの確保と防災拠点間でのリスクの分散化を図ります。

【関連計画：三鷹市地域防災計画】

【防災拠点の連携イメージ】



●分散ネットワーク型公共施設への再編

- 地域のまちづくりを推進するため、コミュニティ・センターの建替え等に併せて、地域のまちづくりや地域活動支援等の拠点となるよう機能の拡充を図ります。
- 住区エリア等を単位として、市民生活に身近な公共施設の機能が配置されるよう再編（統廃合・再配置）することにより、日常生活圏における地域環境整備を推進します。
- 災害時における市庁舎機能の代替として三鷹中央防災公園・元気創造プラザやさんさん館等の活用について検討を行い、「災害時機能転換マニュアル」について必要な見直しを行います。また、市庁舎は災害時に迅速な被災者対応や復旧・復興を進める拠点となる施設であり、いかなる時も必要不可欠な行政機能は確保することから、不測の事態に備え、今後の市庁舎のあり方について検討するなかで、市庁舎機能の分散化についても検討を行い、災害時や新型コロナウイルス等の感染症に対するリスクの分散化を図ります。

【関連計画：三鷹市地域防災計画、三鷹市都市経営アクションプラン 2022】

●避難所の見直し

- 一部の避難所について、浸水想定区域内にある避難所が存在していることから、風水害時の指定避難所について見直しを行います。
- 地震等により避難所を開設している状況で風水害が発生する『複合災害』を想定した場合、浸水想定区域内にある指定避難所から他の避難所に避難者を移動させることは、避難者にも大きな負担となるため、浸水想定区域内にある避難所については、建替え等にあたり移転等の可能性や浸水対策について検討を行います。

【関連計画：三鷹市地域防災計画】

(3) 共助の取り組みの推進と地域防災力の向上

●共助による防災都市づくりの推進

- ・防災に対する意識の醸成と一人ひとりの防災行動力の向上、災害に対する事前の備えを促進し、自助の力の強化を図るとともに、いざというときに助け合える関係づくりを進めるため、地域防災活動や交流の拠点となる地域拠点の機能拡充と地域防災活動の支援の強化を図るなど、共助による取り組みを充実していきます。
- ・地域の防災訓練等の実施支援を通して、地域防災力の強化と地域防災リーダーの育成を図るとともに、様々な地域活動や住民協議会、地域ケアネットワーク、コミュニティ・スクール等と連携しながら、地域防災活動や避難行動要支援者支援事業の充実を図ります。

【関連計画：三鷹市地域防災計画、三鷹市健康福祉総合計画 2022（第2次改定）】

●災害時在宅生活支援施設の拡充

- ・避難所における密集を防ぐため、在宅避難や親せき・知人宅等に避難する分散避難を推奨するとともに、家庭内備蓄の実施などの留意点について広報・周知を行います。
- ・在宅避難者の避難生活を支援するため、公園緑地の改修整備にあたっては、かまどベンチ等の防災設備の整備を進めるとともに、地域の防災活動を積極的に支援し、災害時在宅生活支援施設を拡充していきます。

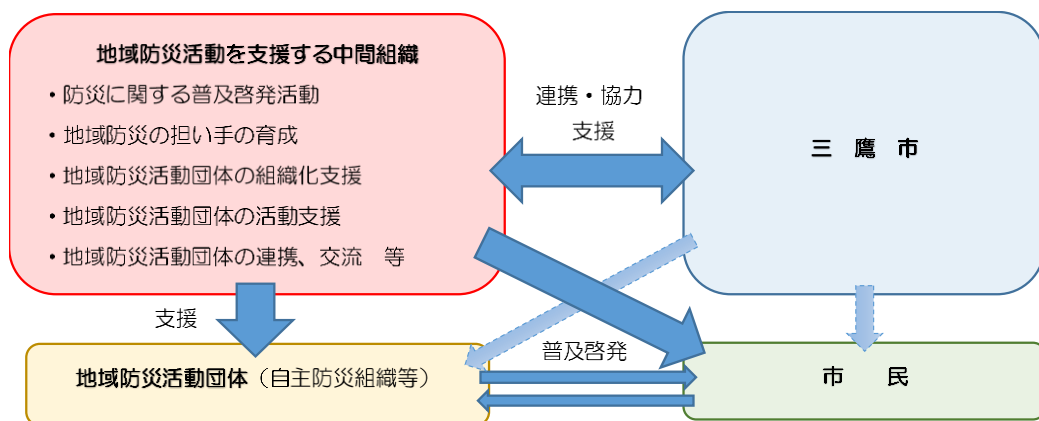
【関連計画：三鷹市地域防災計画】

●地域の防災活動を支援する新たな組織の設置

- ・市民の防災意識の向上や地域の防災活動の担い手の育成、地域防災活動団体の活動の充実・強化を図るため、防災意識の普及啓発活動、各地域防災活動団体の支援やネットワーク化など、地域防災活動や共助の取り組みを支援し、コーディネートする役割を担う中間組織の設置について検討します。

【関連計画：三鷹市地域防災計画】

【中間組織による協働体制のイメージ】



(4) 感染症及び新しい生活様式等への対応

●東京都との連携強化

- ・新型コロナウイルス感染症の感染対策や体制等について、東京都や北多摩南部医療圏域内の市と共に検証を行い、大規模な感染症が発生した非常事態下での東京都との連携や情報共有のあり方等について、新たな仕組みを構築するなど連携体制の強化を図ります。また、感染症が拡大するなかでの保健所機能のあり方について関係機関と連携して研究を行っていきます。

●新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対して、三鷹市では「三鷹市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、政府対策方針や都の緊急事態措置を踏まえ、「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画」に準じた感染予防対策の啓発や実践、公共施設の利用休止、市主催の事業及びイベントの中止や延期など、様々な対策を推進してきました。こうした新型コロナウイルス感染症対策を検証しながら、国・都の行動計画の改定動向を踏まえつつ同計画について必要な見直しを行います。

●市内医療体制の充実

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が医療崩壊の危機を招いたことから、医師会や市内外の医療機関等との連携強化を図るなど、緊急事態への対応方策を検討するとともに、非常時には感染症患者を受け入れる病床に転換が可能な設備等を有する病床の確保について検討を行います。また、大規模な災害発生時には多くの負傷者が想定されることから、医療機関と連携した市有地の活用を検討するなど、感染症対策と災害時医療の両面から市内医療体制の充実を図ります。

●避難所での感染症対策の推進

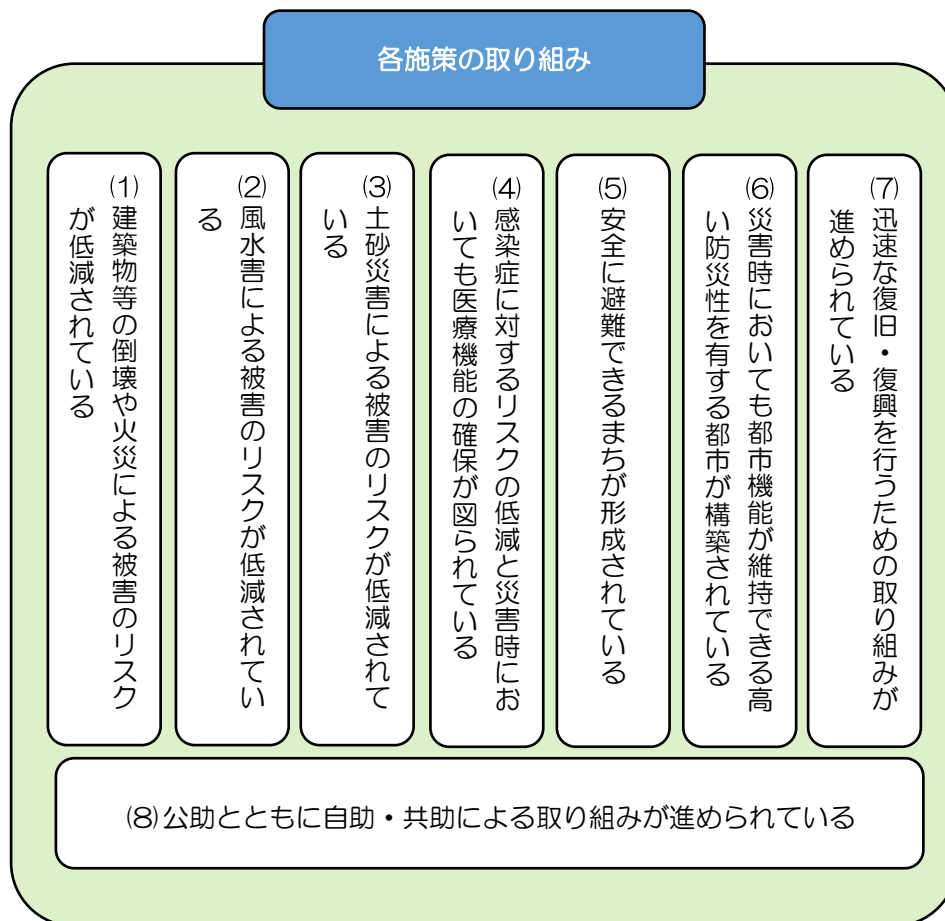
- ・避難所における感染症の感染拡大を防止するため、「避難所運営マニュアル」を補完するものとして、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成し、避難所内の感染防止対策を推進します。
- ・避難所における過密を抑制するため、民間施設等を含めより多くの避難先の確保を図るとともに、施設の建替え等に併せて有症状者を分離できるスペースや、高齢者等の要配慮者が利用するスペースの整備など、避難所における感染症対策を充実します。

6 各施策の取り組みの方向性

災害発生時のリスクについて、『人命の保護』、『重要な都市機能の維持』、『市民の財産・公共施設等の被害の最小化』、『迅速な復旧・復興』を基本的な視点にリスクシナリオ（災害時における最悪の事態）を想定し、脆弱性を評価したうえで、そうした事態を回避するための取り組みを整理しました。強靱な都市や地域社会の構築に向けて、各施策の取り組みを総合的に推進していきます。また、公助のみならず自助・共助の幅広い取り組みは各施策の推進に通底する、防災都市づくりを支えるものとなります。

※脆弱性の評価の手順及び評価の結果は資料編を参照

【各施策の取り組みの構成】



(1) 建築物等の倒壊や火災による被害のリスクが低減されている

地震発生時の建物等の倒壊は人命に直結することになります。建物等の倒壊から人命が守られ迅速な避難行動ができるよう、また、救助・救急、消防活動等の災害対策活動に影響が及ばないよう、建物の耐震化や老朽化対策を推進する必要があります。

さらに、災害時における火災の発生は被害を拡大し、多くの人命や財産が失われることにつながります。火災による二次被害を防止するため、燃えないまち・燃え広がらないまちを地域全体で取り組んでいく必要があります。

●建築物の耐震化・安全性の確保

- 地震発生時における住宅、建物の倒壊を防ぐため、老朽化した木造住宅やマンション等の耐震化、建替え等について啓発・支援を行い、その推進を図るとともに、空き家対策や「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく取り組み等により、空き家や分譲マンションの適正な管理や建替え等を促進します。
- 老朽化が進んでいる公共施設については、防災拠点としてのあり方、建替え・改修の基本的な方針及び優先順位等を定めた「新都市再生ビジョン（仮称）」を策定し、老朽化対策や建替え等を計画的に進めていきます。また、施設の改修等に併せて非構造部材の耐震化を図るなど、公共施設の耐震化を促進します。
- ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、接道部緑化助成制度の充実を図り、道路に面したブロック塀の生け垣化や接道部緑化を促進します。

【関連計画：三鷹市土地利用総合計画 2022（第 2 次改定）、三鷹市耐震改修促進計画（改定）、三鷹市緑と水の基本計画 2022（第 2 次改定）、三鷹市空き家等対策計画 等】

●建築物の不燃化・出火抑制

- 防火地域や準防火地域の指定区域の拡大、「東京都建築安全条例」に基づく新たな防火規制区域の指定などにより、耐火性・防火性の高い建築物への建替え等を促進し、市街地の面的な防災性の向上を図ります。
- 地震に関する地域危険度が高い地域については、災害時の延焼シミュレーション等を行い有効な対策を検証しながら、建物の不燃化、狭あい道路の拡幅や地区計画制度の活用による道路空間の充実など、防災性の向上を図るための取り組みを進めていきます。
- 初期消火設備の配置、防災訓練や啓発活動等を通じて、防災意識の醸成や出火抑制、地域の初期消火体制の強化を図ります。

【関連計画：三鷹市土地利用総合計画 2022（第 2 次改定）、三鷹市地域防災計画】

●延焼防止のためのオープンスペース等の整備・確保

- ・延焼火災の拡大を防止するため、都市計画道路等の幹線道路と沿道の不燃化建築物による延焼遮断帯で囲まれた『防災ブロック（まちづくりブロック）』の形成を図ります。また、ブロック内においては、避難や消火・救助活動を補完する道路の整備等を行い道路のネットワーク化を進めるとともに、オープンスペースや防災拠点となる施設等を確保し、地域の防災性を向上していきます。
- ・公園緑地の整備や農地の保全に取り組み、防災空間となるオープンスペースの確保を図ります。また、延焼遮断帯となる都市計画道路の整備を推進するとともに、防災空間を道路や河川等の防災軸でつなげることで、防災ネットワークを構築していきます。
- ・建築物が密集し、オープンスペースが不足する一方で、多くの人が集まる三鷹駅前地区では、建物の協同ビル化を図ることで、オープンスペースを確保するとともに、防災拠点となる広場の整備に向けて取り組みを進めます。

【関連計画：三鷹市土地利用総合計画 2022（第 2 次改定）、三鷹市緑と水の基本計画 2022（第 2 次改定）、三鷹駅前地区再開発基本計画 2022 等】

●消防活動等の円滑化

- ・消火栓の整備や排水栓等の消火活動への活用を東京都と連携して促進するとともに、市の補助制度の活用や「まちづくり条例」に基づく開発事業の指導により、集合住宅等の建築に併せて防火貯水槽の設置を指導するなど、消防水利の確保・充足区域の拡大を図ります。
- ・都市計画道路の整備、沿道家屋等の建替えに併せた狭あい道路の拡幅、「まちづくり条例」に基づく開発事業の指導等により、消防や救助・救急活動等のための道路空間・オープンスペースの確保、避難路等のための生活道路のネットワーク化を図ります。
- ・消防団員の確保や活動の充実強化に向けて、活動資機材・装備の充実と計画的な更新を行い活動環境の整備を進めるとともに、消防団における訓練、地域特性に応じた活動訓練、教育訓練等を実施することにより、消防団員の技術の習得・向上を促進します。また、消防団と自主防災組織を始めとする地域住民との連携を強化し、地域防災力の向上を図ります。

【関連計画：三鷹市土地利用総合計画 2022（第 2 次改定）、三鷹市地域防災計画】

(2) 風水害による被害のリスクが低減されている

近年、短時間に強い雨が降る集中豪雨が多発していることから、市内でも下水道の排水能力を超える都市型水害が発生しています。また、全国的には線状降水帯による断続的な強雨や勢力の強い台風の来襲など、様々な風水害が頻発している状況にあります。

浸水被害等から生命と財産を守るため、調節池の整備や雨水浸透施設の設置など、市民や事業者、河川管理者である東京都等と連携して風水害対策に取り組んでいく必要があります。

●総合的な治水対策の推進

- 平成 24 年に策定した「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～（東京都）」に基づき、1 時間あたり 65mm 規模の降雨に対応するため、東京都が進める調節池等の整備を連携して推進します。
- 公共施設への雨水浸透施設の設置に加え、「まちづくり条例」に基づく開発事業や民間建築物の建設に際して雨水浸透施設の設置を指導し、雨水の地下浸透を促進するなど、雨水流出抑制型下水道への転換を図ります。
- 浸水ハザードマップにおいて浸水被害発生の危険度が高い地域や過去に浸水被害が発生した地区等において、雨水管や雨水貯留施設等の整備を行うとともに、止水板の設置支援や建築時に浸水対策の実施を指導するなど、都市型水害対策を推進します。
- 洪水予報河川に指定された河川の浸水想定区域においては、要配慮者利用施設の指定を行うとともに、指定された要配慮者利用施設管理者に対して、「水防法」に基づく避難確保計画の作成等を支援していきます。
- 気候変動の抑制や緑地の有する保水機能を維持するため、自然環境保全地区や保存樹木等の指定、生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地の指定など、農地や樹林地等を保全する取り組みを推進します。
- 公共施設の改修や建替え等に併せて高効率型設備や再生可能エネルギーを導入するなど、公共施設における省エネルギー対策を推進するとともに、民間施設における再生可能エネルギーや高効率給湯器等の導入に対して助成を行うなど、低炭素化の取り組みを推進します。
- 浸水ハザードマップの配布や市広報等による啓発などによって、水害に対する市民の危機管理意識と防災意識の向上を図ります。また、野川に水位計を設置し、河川の水位をモニタリングすることで、効率的・効果的な情報収集を行うなど、迅速で的確な避難行動や水害対応に向けた取り組みを進めます。

- 浸水想定区域内にある風水害時の指定避難所について見直しを行うとともに、建替え等にあたり移転等の可能性や浸水対策について検討します。また、新たな避難所の確保に向けて取り組みます。

【関連計画：三鷹市土地利用総合計画 2022（第 2 次改定）、三鷹市地域防災計画、三鷹市下水道経営計画 2022（改定）、三鷹市緑と水の基本計画 2022（第 2 次改定）、三鷹市環境基本計画 2022（第 2 次改定）等】

●**強風対策の推進**

- 強風に伴う倒木等による道路の閉塞や停電の発生を防ぐため、街路樹や街路灯等の計画的な点検及び点検結果に基づく適切な維持管理の実施、枯損木の計画的な更新に取り組むとともに、無電柱化を推進します。また、電気事業者に対して、電柱の強風対策の推進を要請していきます。
- 強風に伴う建築物等の倒壊や屋根等の飛散による被害を防ぐため、空き家や老朽化した建築物の適正な管理や建替え等を促進します。

【関連計画：三鷹市空き家等対策計画】

(3) 土砂災害による被害のリスクが低減されている

令和元年9月に市内の一部区域が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されました。

こうした土砂災害のおそれがある区域等について、土砂災害の防止、被害の軽減を図るため、東京都と連携して安全対策を推進するとともに、災害時の安全・安心な避難を支援するための仕組みづくりを進めていく必要があります。

●急傾斜地等の対策の推進

- 崖地に建築物や擁壁を新たに設ける際に、「建築基準法」や「東京都建築安全条例」などの関係法令に基づき指導を行うとともに、崖地や急斜面地に宅地造成がなされている場所について、東京都と連携して実態調査を行い、危険な箇所に対して擁壁の設置や補修等の安全対策の実施を指導し、土砂災害の防止を図ります。
- 土砂災害警戒区域においては、要配慮者利用施設の指定を行うとともに、指定された要配慮者利用施設管理者に対して、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく避難確保計画の作成等を支援していきます。
- 効果的な情報収集と土砂災害の危険性が高まった予兆の迅速な把握のため、土砂災害特別警戒区域内のモデル地区に傾斜を感知するセンサーを設置し、デジタル技術を活用した避難行動支援の検証を行います。また、東京都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報を迅速に伝達する手段の確保、避難勧告等の的確な発令による避難誘導など、土砂災害に対する警戒避難体制の充実を図ります。
- 土砂災害ハザードマップを作成し周知することなどによって、土砂災害に対する市民の危機管理意識の向上と円滑な避難行動への備えについて啓発してきます。

【関連計画：三鷹市土地利用総合計画 2022（第2次改定）、三鷹市地域防災計画】

(4) 感染症に対するリスクの低減と災害時においても医療機能の確保が図られている

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は医療崩壊の危機を招き、日々の暮らしや働き方、社会・経済活動等に大きな影響を及ぼしました。こうした事態を教訓として、密を防ぎ感染症にも強いまちづくりを進めるとともに、東京都多摩府中保健所や医療機関等と連携し、感染症対策の体制強化を図っていく必要があります。

また、大規模な災害発生時には多くの負傷者が出ることが想定されます。一人でも多くの命を救うためには、災害時等においても救助・救急、医療活動が着実に行われるよう体制の強化を図っていくことが必要です。

●感染症予防対策の推進

- ・新型コロナウイルス感染症における対策の検証を行いながら、国・都の行動計画の改定動向を踏まえつつ「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画」について必要な見直しを行い、危機管理体制の強化を図ります。
- ・感染症にも対応できる病床の確保について検討を行うとともに、医師会や市内外の医療機関等との連携を強化するなど、感染症対策と災害時医療の両面から市内医療体制の充実を図ります。
- ・感染症対策における東京都と市が担う役割を明確にしつつ、情報共有のあり方等について新たな仕組みを構築するなど連携体制の強化を図るとともに、保健所機能のあり方について関係機関と連携して研究を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症での外出自粛や人との接触を控えるなかで再認識された自然とのふれあいを通じた癒しや健康の維持、感染症にも安全な外部空間の充実を図るため、公園緑地の整備・改修や道路空間の拡充など、オープンスペースの確保と有効活用を推進していきます。
- ・新しい生活様式等に配慮した施設環境の整備や、住区エリア等を単位として市民生活に身近な公共施設の機能が配置されるよう再編するなど、分散ネットワーク型の公共施設への転換を図ります。

●災害時の救助・救急、医療体制の整備

- ・災害時における救助・救急、医療拠点の機能を確保するため、東京都と連携して老朽化した消防関係施設等の更新を進めるとともに、医薬品備蓄倉庫を含む休日調剤薬局について、休日・休日準夜間診療所、小児初期救急平日準夜間診療所、休日歯科応急診療所と一体的に整備を行います。
- ・災害時の医療救護所や避難所となる学校施設の老朽化対策や建替えを計画的に実施するとともに、バリアフリー化やエネルギー源の分散化など、防災機能の向上を図ります。
- ・医薬品・医療資機材の確保、五師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会・整復師会・助産師会）・商工会等との連携による災害時医療救護所設営・運営訓練や病院との通信訓練の実施、関係機関との情報連絡体制の整備など、災害時の医療体制を強化していきます。
- ・被災した市街地におけるヘリコプターによる救助・救急活動等の目印となるよう、学校施設等の大規模改修や建替えに併せて屋上へのヘリサインの整備を進めます。

【関連計画：三鷹市健康福祉総合計画 2022（第 2 次改定）、三鷹市地域防災計画、三鷹市教育ビジョン 2022（第 2 次改定）】

(5) 安全に避難できるまちが形成されている

これまでの大規模な震災では、長引く避難所生活のなかで生活環境やストレスの問題などから、心身の不調や疾患が悪化する避難者が見られました。こうした過去の震災での課題を踏まえ、良好な環境のもと避難生活をおくることができるよう、避難所等における生活環境の確保に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、災害発生時の適切な避難行動は、生命を守るために欠かせません。正確な情報のもとに的確な避難行動がとれるよう、迅速かつ確実な情報伝達、避難路や空地の確保、避難場所の充実等を図る必要があります。

●避難場所及び避難所の確保

- 感染症対策の観点も含め民間施設等との連携により、より多くの避難先を確保するとともに、避難所における過密を防ぐため、分散避難や在宅避難等の避難のあり方について周知を行います。また、災害時に近隣住民が避難場所として利用できる災害時協力農地の拡充を図るとともに、避難場所を補完する広場等を含めた配置を検証しながら、不足する地域における避難場所の確保に取り組みます。
- 在宅避難者等の避難生活を支援するため、地域の担い手の発掘・育成を図りながら災害時在宅生活支援施設を拡充するとともに、公園緑地等の改修整備にあたっては、災害時にも活用できる施設（かまどベンチ等）を設置するなど、防災機能に配慮した整備を行い、避難生活の支援や地域防災活動の拠点としての機能向上を図ります。また、在宅避難等における余震での建物倒壊等による二次被害を防止するため、応急危険度判定員の模擬訓練会の実施や判定員ニュースを発行するなど、建築物の応急危険度判定の即応体制の確保を図ります。
- 介護が必要な高齢者や障がい者の方などの要配慮者のための福祉避難所や避難先の拡充を図るとともに、発災当初から福祉避難所に避難できるように取り組みを進めていきます。また、「災害対策基本法」に基づき作成・更新する避難行動要支援者名簿のより効果的な運用に向けた充実を図ります。
- 帰宅困難者への対応として、帰宅困難者対策訓練を実施し災害時の対応力の向上を図るとともに、東京都の対策を踏まえつつ Wi-Fi 環境の整備や携帯電話の充電設備の確保、備蓄物資の拡充を図るなど、的確な情報伝達、物資及び一時滞在施設の提供等の支援体制を充実していきます。また、多くの通勤・通学者が利用する三鷹駅周辺においては、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業のなかで、帰宅困難者対策等についても検討していきます。

- ・浸水想定区域内にある風水害時の指定避難所について見直しを行うとともに、建替え等にあたり移転等の可能性や浸水対策について検討します。また、新たな避難所の確保に向けて取り組みます。(再掲)

【関連計画：三鷹市地域防災計画、三鷹市緑と水の基本計画 2022（第 2 次改定）、三鷹市農業振興計画 2022（第 3 次改定）、三鷹市耐震改修促進計画（改定）、三鷹市健康福祉総合計画 2022（第 2 次改定）、みらいを創る三鷹デジタル社会ビジョン、三鷹駅前地区再開発基本計画 2022 等】

●避難所等における避難生活環境の確保

- ・小中学校体育館等への空調設備の整備やトイレの洋式化、多目的トイレやスロープの整備など避難所のバリアフリー化を推進するとともに、非常用電源や携帯電話の充電設備、Wi-Fi 環境の整備、パーティションの配備による感染症対策やプライバシーの確保、授乳室や介護室を始め要配慮者や LGBT の方等に配慮した環境整備など、必要な資機材や設備の整備を推進し、避難所の生活環境の向上を図ります。
- ・防災拠点周辺等の下水道管路の耐震性の確保を図るとともに、仮設トイレを設置するための災害用トイレますの設置や建替え等に併せてマンホールトイレの整備を行うなど、災害用トイレの整備・拡充を図ります。
- ・災害時に必要な飲料水等を確保するため、東京都や関係機関と連携して応急給水訓練を実施するなど、関係団体との連携と体制の強化を図ります。また、災害時在宅生活支援施設への応急給水用のスタンドパイプの配備を進めるとともに、民間企業との災害時応援協定の締結を拡充し、飲料水の確保を図ります。
- ・災害対策用備蓄倉庫の拡充や備蓄物資の計画的な更新を行うとともに、感染症予防の衛生用品や要配慮者・女性等のニーズを踏まえた物資の備蓄など、多様なニーズを踏まえながら備蓄物資の拡充を図ります。
- ・「避難所運営マニュアル」を補完するものとして、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成し、避難所内の感染防止対策を推進します。また、避難所における疫病や感染症の拡大を防止するため、避難所におけるソーシャルディスタンスの確保や一人当たりの避難スペースの拡充、要配慮者等が利用するスペースの整備など、避難所における感染症対策の充実を図ります。
- ・災害時の食料や必要な物資等を確保するため、関係機関及び民間企業との災害時応援協定の締結を拡充するとともに、日頃からの備えや災害時の役割分担などについて取り決め協力体制の充実を図ります。

【関連計画：三鷹市地域防災計画、三鷹市教育ビジョン 2022（第 2 次改定）、三鷹市下水道再生計画（改定）、みらいを創る三鷹デジタル社会ビジョン等】

●的確な避難行動の誘導

- ・防災マップや浸水・土砂災害ハザードマップを配布するとともに、防災出前講座等を通して周知を行うことなどによって、防災意識の啓発・向上と避難場所や避難経路の確認など各家庭での事前の備えを推進していきます。
- ・防災行政無線拡声子局の増設等の再検討やスピーカーの改修を行うなど、防災無線が聞こえにくい地域の改善を図ります。
- ・防災行政無線を始め、Wi-Fi環境の整備やSNSなどのデジタル技術の活用により、情報伝達手段の多重化を図るとともに、日頃の地域コミュニティのネットワーク等の活用により、すべての市民に情報が迅速に伝達できるように取り組みを進めていきます。また、現在のシステムに加え、最新の知見、技術の研究・検討を進め、適時適切な情報収集と伝達手段の構築に取り組みます。
- ・災害情報システム及び被災者生活再建支援システム等を最大限活用し、迅速かつ効果的な災害対策活動ができるよう、当該システムの研修や訓練を行い職員の災害対応能力の向上を図ります。
- ・ホームページの多言語翻訳機能の活用やTwitterの翻訳機能の周知、使用する言語に応じた災害情報の提供など、三鷹国際交流協会と連携しながら外国籍市民の方等に対する情報伝達手段の強化を図ります。

【関連計画：三鷹市地域防災計画、みらいを創る三鷹デジタル社会ビジョン】

(6) 災害時においても都市機能が維持できる高い防災性を有する都市が構築されている

災害発生時における円滑な救助・救急活動や復旧作業、被災からの迅速な復興を図るためには、都市基盤となる交通ネットワークや行政機関等の機能が確保されていることが重要となります。また、避難生活環境の確保や社会活動の早期回復を図る観点からも、発災後も被災者を支える都市機能が維持されている高い防災性を有する都市を構築していく必要があります。

●災害対応の拠点整備と体制の充実

- ・防災拠点となる公共施設について、建替え・改修の基本的な方針や中長期的な修繕計画を定めた「新都市再生ビジョン（仮称）」を策定し、老朽化対策や建替え等を計画的に進めていきます。（再掲）
- ・公共施設における非構造部材の耐震化を進めるとともに、防災拠点として必要な整備水準を整理しながら、非常用電源の確保やエネルギー源の分散化、情報通信のインフラ環境の整備など、バックアップ設備の整備や災害対策の強化を行い、防災拠点の防災機能の向上を図ります。
- ・災害時における市庁舎機能の代替えとして三鷹中央防災公園・元気創造プラザやさんさん館等が有効に活用できるよう、「災害時機能転換マニュアル」の検証と必要な見直しを行います。
- ・災害時や新型コロナウイルス等の感染症に対するリスクの分散化を図るため、今後の市庁舎のあり方について検討するなかで、市庁舎機能の分散化について検討を行います。
- ・地域拠点となるコミュニティ・センターの防災機能の強化、エネルギー源の分散化や情報ネットワークの構築等により、防災拠点機能のバックアップと防災拠点間のリスクの分散化を図ります。また、建替えにあたっては施設の複合化・多機能化を検討し、総合的な防災拠点機能の向上に取り組みます。
- ・災害対策本部訓練や各班の訓練等を通して課題を検証しながら、随時防災関係マニュアルの見直しを行うとともに、訓練や研修を継続的に実施し、災害対策体制の強化と職員の危機管理能力の向上を図ります。
- ・防災関係機関との連携を強化するため、総合防災訓練や防災関係機関連携訓練を実施するとともに、防災拠点や関係機関との連絡手段となるMCA無線システムの運用体制の強化を図ります。
- ・平時の利用に加え、災害時においても災害用トイレ等から収集したし尿を投入できる施設（下水道放流方式）を整備するとともに、「災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受入れに関する覚書」等に基づき東京都や関係機関との訓練を

実施し、し尿処理体制の強化を図ります。

【関連計画：三鷹市地域防災計画、三鷹市教育ビジョン 2022（第 2 次改定）、三鷹市都市経営アクションプラン 2022、三鷹市ごみ処理総合計画 2022（第 1 次改定）等】

●ライフラインの機能確保

- ・災害発生時の市民生活への影響を最小限に抑えるため、各事業者に対して、ライフライン施設の耐震化や災害対策等の推進を要請していきます。
- ・関係機関や民間企業との災害時応援協定の締結を拡充するとともに、関係機関等と連携した訓練の実施、ライフラインの被害や停止等に係る情報連絡体制の整備、日頃からの備えや災害時の役割分担などについて取り決めを行うなど、関係機関等との連携強化を図ります。
- ・災害時においても必要な下水道機能が維持できるよう、下水道管路や水再生センター・ポンプ場等の下水道施設の地震対策及び長寿命化を推進します。また、流域下水道への編入が位置づけられている東部処理区の編入に向けて、関係機関との協議を行い、実施に向けて取り組みを進めていきます。

【関連計画：三鷹市地域防災計画、三鷹市下水道再生計画（改定）等】

●社会経済活動や地域交通ネットワーク等の維持

- ・国や東京都と連携を図りながら、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び都条例に基づく指導等や耐震改修助成を行い、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進めます。また、その他の緊急輸送道路についても、沿道建築物の耐震化を促進します。
- ・電線共同溝等による地中化のほか、新たな技術等による無電柱化について検討するなど、安全で快適な道路空間の創出に向けて架空線の地中化等を推進します。また、「橋梁長寿命化修繕計画」や橋梁現況調査結果等に基づき、橋梁の点検・修繕等を計画的に実施するなど、道路の防災性の向上を推進します。
- ・東京都と連携しながら都市計画道路等の整備を促進し、幹線道路等の道路ネットワークの構築及び交通環境の向上を図ります。
- ・発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開のため、警察、消防及び災害時応援協定を締結している関係機関と訓練を実施するなど協力体制の充実を図ります。
- ・強風に伴う倒木等による道路の閉塞を防ぐため、街路樹や街路灯等の点検・維持管理を適切に実施するとともに、枯損木の計画的な更新を進めていきます。（再掲）

【関連計画：三鷹市土地利用総合計画 2022（第 2 次改定）、三鷹市耐震改修促進計画（改定）、三鷹市橋梁長寿命化修繕計画等】

(7) 迅速な復旧・復興を行うための取り組みが進められている

迅速な復旧・復興は、安定した市民生活や日常生活を早期に回復することにつながります。一方で、被災後に応急対応や復旧作業を行いながら、短時間で復興計画の策定を進めることは、地域住民や行政にとって共に大きな負担にもなり、東日本大震災では復興のための事前準備の必要性が指摘されました。復興に向けた事前の準備として、地域における事前復興の取り組みをあらかじめ進めておくなど、迅速な都市復興に向けた体制等の構築を図る必要があります。

●迅速な復旧に向けた体制の整備

- ・災害時に発生する災害がれき等の災害廃棄物の処理を適切に進めるため、「東京都災害廃棄物等処理計画」等との整合を図りながら、「災害廃棄物処理計画」を策定します。また、火山噴火による降灰の集積や回収等の仕組みやルール等について検討します。
- ・三鷹市社会福祉協議会と連携して災害時ボランティアセンター設置・運営訓練を実施し連携の強化を図るとともに、受け入れ手順等を検討するなど、受援体制の整備を行います。

【関連計画：三鷹市地域防災計画、三鷹市ごみ処理総合計画 2022（第1次改定）等】

●復興のための事前準備の実施

- ・都市復興に関する諸計画の策定を迅速かつ円滑に推進するため、復興プロセスや役割等を明確にした「都市復興マニュアル」の策定及び都市復興訓練を実施し、都市復興を行うための体制整備を行います。
- ・東京都や関係機関と連携して、都市復興を支援する専門家の確保を図るとともに、民間企業との応援体制や受け入れ体制の整備、資機材等の配備など活動のための事前準備を進めます。また、引き続き、国や東京都、近隣自治体、姉妹市町、友好都市等と受援・応援体制を含めた連携の強化を図ります。
- ・被災した市街地の土地境界を復元し、迅速に復興活動が進められるよう、国や東京都と調整を図りつつ地籍調査を実施します。
- ・公園緑地等の平時及び災害時における機能や役割を整理しながら、防災機能に配慮した公園づくりを行うとともに、仮設住宅建設用地や復旧資材置場等にも活用できる災害時協力農地の拡充を図り、復旧・復興活動に必要なオープンスペースの確保を図ります。

- 各住民協議会や地域ケアネットワーク、コミュニティ・スクール、三鷹国際交流協会等との連携・協働を進め地域活動の活性化を図るとともに、災害時における地域コミュニティのあり方について検討を進めるなど、災害時の共助の仕組みづくりや迅速な復興に向けて、日頃からコミュニティの醸成に取り組みます。

【関連計画：三鷹市地域防災計画、三鷹市土地利用総合計画 2022（第 2 次改定）、三鷹市緑と水の基本計画 2022（第 2 次改定）、三鷹市農業振興計画 2022（第 3 次改定）等】

(8) 公助とともに自助・共助による取り組みが進められている

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、住民自身の自助や地域コミュニティによる共助が避難誘導や避難所運営等において力を発揮し、地域防災力向上の重要性が改めて認識されました。災害対応では、地域住民やボランティアによる炊き出し、片付けの支援、民間事業者による物資の提供や復旧活動など、市民や地域、企業レベルの取り組みが一体となって行われる必要があります。

地域防災力の向上に向けて、市民一人ひとりの防災への意識・行動力の向上を図るとともに、自助・共助・公助が役割を分担しながら連携して災害対応が図られるよう、地域防災の体制づくりを進めていく必要があります。

●各家庭等における事前対策の推進

- ・自主防災組織と連携しながら、各家庭や事業所等における日頃の備えについて周知・啓発を行い、家具の転倒防止器具や住宅用火災警報器等の設置、家庭や事業所等における備蓄物資の確保・充実を促進します。
- ・市の助成制度の活用や「まちづくり条例」に基づく開発事業の指導を通して、太陽光発電設備や備蓄倉庫等の設置を誘導するなど、災害時にも集合住宅等における自立可能な生活環境の整備を促進します。

【関連計画：三鷹市地域防災計画】

●事業者の防災体制の充実

- ・東京都と連携して各事業所における「東京都帰宅困難者対策条例」を踏まえた一斉帰宅抑制の取り組みについて周知・啓発を行うとともに、災害情報や交通情報等の情報を提供するための仕組みを構築するなど、事業所等における帰宅困難者対策を促進します。
- ・発災後における事業者の速やかな事業再興を図るため、「事業継続計画（BCP）」に関する情報提供や普及啓発を行い、中小企業事業者等の「事業継続計画（BCP）」の策定を推進します。また、事業所の被害状況など発災時の情報交換を円滑に行うための情報連絡体制を構築するなど、商工会等の関係機関と連携して事業者の災害対策を促進していきます。
- ・事業所施設の建設の機会等を捉え、太陽光発電設備の設置を誘導するなど、事業所における再生可能エネルギーの導入を促進します。

【関連計画：三鷹市地域防災計画】

●地域防災力の向上

- 市ホームページや広報への掲載、ハザードマップ等の配布を通して、防災関係情報の積極的な提供や広報活動、防災教育の充実、防災訓練や防災出前講座等の実施により防災意識の啓発・向上を図ります。
- 地域の防災訓練や防災キャンプ等の地域防災活動の取り組みなどを通して、市民一人ひとりの防災力の向上を図るとともに、外国籍市民の方も含めた多様な人財について地域防災リーダーや地域の防災活動の担い手として育成に取り組みます。
- 自主防災組織に加え、避難所運営連絡会やPTA、おやじの会等の地域の防災活動を支援するとともに、消防団OBや各自衛消防隊等との連携、ご近所等を含めた地域のつながりの強化、各防災活動のネットワーク化、地域防災活動や交流の拠点となる地域拠点の機能の拡充などにより、地域防災力の向上を図ります。また、要配慮者の支援を行う町会・自治会等の拡充など、共助の取り組みを推進していきます。
- 災害発生後の速やかな避難所の開設、円滑な避難所運営が行えるよう、避難所運営連絡会や避難所開設・運営訓練を実施するとともに、課題を検証しながら、随時「避難所運営マニュアル」の見直しを行い、災害発生時に即応できる体制及び対応力の向上を図ります。
- 防災意識の向上や地域防災活動の担い手の育成、自主防災組織等の地域防災活動団体への支援の充実を図るため、地域の防災活動を支援する新たな組織の設置について検討を行います。

【関連計画：三鷹市地域防災計画、三鷹市健康福祉総合計画 2022（第2次改定）】

(1) PDCA サイクルによる管理

防災都市づくりの目標像の実現に向けて、取り組みの進捗状況を把握しながら、社会経済情勢の変化や今後起こり得る大規模自然災害の教訓を反映させつつ、本方針を適宜見直していきます。

(2) 財政負担への配慮

今後も厳しい財政状況が見込まれるなかで防災都市づくりを実現していくためには、財政負担の軽減や平準化を図りながら、持続可能な取り組みとなるよう進めていくことが求められます。

優先順位を踏まえた公共施設の効率的かつ効果的な維持保全等により事業の平準化を図るとともに、地区計画等の都市計画制度や公民連携・民間活力を活用した事業手法、資産活用について検討し、市の財政負担の軽減を図りながら、防災都市づくりを推進していきます。